

2002年7月

社団法人日本医学放射線学会
デジタルマンモグラフィに関する緊急勧告

デジタルマンモグラフィのあるべき基準についての検討は世界的に現在進められているところであるが、日本医学放射線学会では乳房撮影委員会の小委員会として「デジタルマンモグラフィ評価基準作成小委員会」を設けわが国のデジタルマンモグラフィの撮影基準作成に向けて作業を進めているところである。

しかしながら、平成13年度における検討過程においてデジタルマンモグラフィ導入の現在の状況から最終的な基準を作成する前に緊急に勧告を行なう必要性が生じた。

すなわち、

- 1) デジタルマンモグラフィにあたっては、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす乳房撮影装置を用い、乳房撮影用の検出器を用いなければならないこと
- 2) 3mGy以下の線量を守るべきであること
- 3) ハードコピーの読影にあたっては、読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮すべきであること。

すでに、デジタルマンモグラフィを導入して稼動させている施設においては、以上の3項目は必ず遵守して診療を行なっていただきたい。

なお、これは現時点での緊急勧告であり、上記の3項目を満していれば最終的に出されるデジタルマンモグラフィ評価基準に適合するというものではない。